

平成30年5月18日
交 通 局
水 道 局
下 水 道 局

入札契約制度改革の本格実施について

公営企業局（交通局、水道局、下水道局）においては、平成29年10月下旬から「入札契約制度改革の実施方針」に基づく試行を実施してきました。

この度、財務局において入札契約制度改革の本格実施の内容が公表されましたので、公営企業局においても、下記のとおり本格実施いたします。

1 実施内容

(1) 予定価格の事後公表

- ・原則として、予定価格の事後公表を継続する。
- ・ただし、中小企業の積算に係る負担等を考慮し、低価格帯（建築業種は予定価格4.4億円未満、土木業種は予定価格3.5億円未満、設備業種は予定価格2.5億円未満）の案件については、予定価格を事前公表とする。

(2) JV結成義務の撤廃

- ・原則として、混合入札を継続する。
- ・都内中小企業とJVを組んだ場合に行ってきた総合評価方式における加点を単独項目での加点として、加点幅も倍に引き上げる。
- ・技術者育成モデルJV工事の実施を検討する。

(3) 1者入札の中止

- ・「1者入札の中止」は実施しない。
- ・なお、入札参加者が1者以下となった場合に、入札辞退者から理由を聴取するなど、原因調査の取組を強化する。

(4) 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

- ・低入札価格調査制度の適用範囲については見直しを行わず、現行の取組を継続する。
- ・ただし、平成29年度からの元請事業者の社会保険加入の義務化に加え、今後、一次下請事業者の社会保険加入の義務化を行うことに伴い、低入札価格調査時における過去3年の社会保険未加入の失格基準については廃止する。

2 開始時期

平成30年6月25日（月）以降に公告等を行う契約案件から適用する。
ただし、上記のうち、(3)については、平成30年5月25日（金）以降に公告等を行う契約案件から適用する。

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当	03-5320-6062（直通）
水道局経理部契約課契約調整担当	03-5320-6402（直通）
下水道局経理部契約課調整担当	03-5320-6561（直通）